

クラブハウス棟規約

第1章（総則）

第1条（目的）

この規約は、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスのクラブハウス棟の運営について定め、民主的な決議と安定した自治を促進し、もって同キャンパスに所属する学生の自由な活動に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- A. クラブハウス棟 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（以下、SFC）の ϕ 館、 ψ 館の2棟
- B. 利用団体 本規約の定めるところにより、クラブハウス棟に入居している団体
- C. 利用団体の代表者 利用団体の委員長、代表、その他各団体が定める学生を代表する地位にある者

第3条（構成）

第1条の目的を達成するために、クラブハウス棟は、利用者協議会と執行委員会を設置する。

第4条（期間の定め）

クラブハウス棟では、4月1日より9月30日まで及び10月1日より翌年3月31日までを「期」と称し、特に前者を「前期」、後者を「後期」と称する。

第2章 利用団体とその権利及び付随する義務

第5条（入棟資格）

クラブハウス棟への入棟資格は、慶應義塾大学に公認学生団体として登記されている団体に限る。ただし、執行委員会が特別に認めた場合は、この限りではない。

第6条（入棟審査）

クラブハウス棟への入棟審査は、執行委員会が行う。

第7条（登記）

クラブハウス棟に入棟する利用団体は、次の各号について執行委員会に登記を行うものとする。

- A. 団体名
- B. 代表者（原則として公認学生団体の学生責任者とする）
- C. 代表者の連絡先
- D. その他執行委員会が必要と認めたこと

第8条（退棟）

クラブハウス棟からの退棟は、執行委員会へ提出し、執行委員会委員長（以下、委員長と称する。）が承認した場合、成立する。ただし、委員長は特別な理由がない限り、承認しなければならない。

第9条（利用団体の義務）

1. 利用団体は、本規約及びその他の規則を遵守しなければならない。
2. 利用団体は、クラブハウス棟の安全・快適な利用環境の維持に協力しなければならない。
3. 利用団体は、棟内の清潔な環境を維持するため、一定期間ごとに部屋を移動することに同意しなければならない。

第3章（利用者協議会）

第10条（利用者協議会）

1. クラブハウス棟運営の最高意思決定は、利用者協議会により行う。
2. 利用者協議会は、利用団体の代表者により構成する。

第11条（総会）

1. 利用者協議会の定例総会は、委員長の任期満了又は辞職に伴い、委員長の選任が必要な場合に招集される。
2. 利用者協議会の臨時総会は、以下各号の場合に招集される。
 - A. 全利用団体の3分の1以上が総会の招集を要求した場合
 - B. 委員長が必要と認めた場合
3. 総会の招集は、委員長がこれを行う。
4. 総会は、対面によるほか、電子的手段を用いて実施することができる。
5. 総会は、構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。

第12条（総会の議決）

1. 総会の議事は、出席した利用団体の有効な議決権の過半数でこれを決する。可否同数の場合、議長は決裁権を有する。
2. 前項の規定に関わらず、3つ以上の選択肢又は賛成、反対以外の選択肢が採用される場合は、最も多数の有効な議決権を得た選択肢が採択される。
3. 総会は、以下各号の議決を行う。
 - A. 委員長の選任
 - B. 委員長から提出された議案
 - C. 利用団体から提出された議案
4. 利用団体の代表者は、総会にて、発議権と議決権を有する。
5. 利用団体の議決権は、総会が開催される期を基準として、以下各号の通り定める。
 - A. 部屋一室 2個
 - B. 部屋半室 1個
 - C. ロッカー一台 1個

6. 総会の議案提出及び議決は、電磁的方法により行うことを妨げない。

第13条（総会の議長）

総会の議長は、副委員長が兼務する。ただし、特別な要請があった場合は、委員長は臨時議長選出の議案を取り扱わねばならない。

第3章（執行委員会）

第14条（執行委員会）

執行委員会は、利用者協議会の委任を受け、クラブハウス棟の運営及び管理を管轄する。

第15条（構成）

執行委員会は、次の各号に掲げる役職から構成される。

- A. 委員長
- B. 副委員長
- C. その他委員

第16条（委員長）

- 1. 委員長は、執行委員会の業務を指揮及び監督する。
- 2. クラブハウス棟は、外部に対し代表者を指定する必要がある場合、委員長がその任を果たす。
- 3. 委員長は、利用者協議会に対し、任期中に1回以上、業務に関する報告を行わなければならない。
- 4. 委員長は、次の各号に掲げる要件を1つ以上満たす者から、定例総会で選任する。
 - A. 利用団体の代表者3名以上の推薦を受けた者
 - B. 前任の委員長の推薦を受けた者
- 5. 委員長の任期は、2期とする。ただし、再任を妨げない。

第17条（副委員長）

- 1. 副委員長は、委員長の業務を補佐し、委員長が欠けたときにこれを代行する。
- 2. 副委員長は、委員長が指名する。

第18条（委員）

その他の委員は、委員会令の定めにしたがって、委員長の指名により就任する。

第19条（業務）

- 1. 執行委員会は、以下の各号の業務を行う。
 - A. クラブハウス棟の管理運営の基本業務
 - B. 入棟申請その他の申請の受理及び処理に関する業務
 - C. 鍵の貸出に関する業務
 - D. 湘南藤沢事務室との各種連携に関する業務
 - E. その他クラブハウス棟の運営において必要とされる業務
- 2. 執行委員会は、前項の業務をするために必要な権限を有する。

第5章（財務）

第20条（徴収）

執行委員会は、クラブハウス棟の自治運営のために、金銭を入棟団体より徴収することができる。徴収の要件、金額及び手続は、委員会令により定める。

第21条（会計報告の義務）

執行委員会は、定例総会において予算案及び決算報告を提示しなければならない。

第6章（罰則と不服申し立て）

第22条（罰則）

1. 委員長は、本規約及び委員会令に違反した利用団体に対し、退棟及び利用停止その他の罰則を科することができる。
2. 委員長は、本規約及び委員会令に違反した委員に対し、罰則を科することができる。

第23条（不服申し立て）

1. 利用団体及び委員は、罰則の適用に不服がある場合、その通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、委員長に再調査を求めることができる。
2. 委員長は、罰則の再調査の請求があった場合、事実の調査及び処罰内容の決定を再度行わなければならない。再調査の終了まで、罰則の適用は延期される。
3. 前項の場合、委員長は、利用団体及び委員の不利益に処罰内容を変更することはできない。
4. 再調査を請求した者がその結果に不服のある場合、又は委員長が別途必要と認めた場合、総会による再決定を求めることができる。

第7章（委員会令）

第24条（委員会令）

1. 本則に定めのない事項は、委員会令で定める。ただし、執行委員会の簡易な指示で済む場合はその限りではない。
2. 委員会令は、委員長が定める。

第25条（罰則を含む委員会令）

罰則を含む委員会令の制定は、総会による承認を必要とする。

第26条（委員会令の発効）

委員会令は、公式 HP（<https://clubhouse.sfc.keio.ac.jp/>）上に掲載された時点でその効力を有するものとする。

第 27 条（委員会令の改廃）

委員会令の改正及び廃止は、委員長による承認を必要とする。

第 8 章（補則）

第 28 条（改正）

本規約の改正には、総会で全議決権の過半数の賛成を必要とする。

附則

附則（2024 年 9 月 27 日）

1. 本規約は、2024 年利用者協議会定例総会で承認され、2024 年 10 月 1 日より施行する。
2. 本規約の制定前に委員長、副委員長、その他の委員に就任した者は、本規約の発効によりその地位を失うことはない。ただし、本規約の定めにより新たに委員長が選任された場合、委員長は当然にその地位を失う。
3. 本規約の規定を満たすために必要な委員会令の制定は、施行前に行うことができる。